



役員への利益供与…

給与課税

税理士・CFP® 越智 浩

Q. 役員だけの慰安旅行費用

「当期の決算はかなり大変だった。みんな苦勞したのだから、近々、役員だけで慰勞を兼ねて旅行にでも行こうじゃないか？会社負担で…、…福利厚生費だろう。」と甲株式会社のA社長が取締役会の終了間際に発言した。

「社長、役員だけの慰安旅行費は福利厚生費になるのですかね。」と懐疑的なB専務。

「福利厚生費でダメなら、役員間の親睦と意思疎通を図るための交際費なら良いじゃないか。」とA社長は言ったものの、果たして、A社長の言う通りの会計処理は、税法上認められるのだろうか。

A. 役員に対する経済的利益…役員給与

つい先日、会長が会社のカネ百数十億円をカジノにつぎ込んだ、という話がニュースで報道されたばかりだが、多かれ少なかれ、法人とその役員をめぐるカネの話・利益供与等は尽きることがない。何をしても役員が自腹を切るのならば問題はないのだが、特にオーナー経営者のように寵の灰までオレのものという意識が強すぎて、何でもかんでも法人の財産から支出することに問題があるのだ。

そもそも法人、その一つである株式会社制度について考えてみると、経済的にはそれぞれの会社ごとに目的・使命があってしかるべきだが、法的には、株式会社のような営利企業とは株主・出資者に利益配当をするというのが使命である。会社の財産と株主等個人の財産は別になったのである。その株主等から経営を委任されているのが取締役である。つまり、取締役は会社の財産を充実させて株主等に配当することが期待されているわけである。そういう意味で、会社の財産に損害を与えることはもってのほかである。損害を与えた場合には、取締役はその損害を賠償すべき義務を負っている。株式会社＝営利企業の使命及びその取締役という立場を考慮しないで行動すると、会社にも自分にも大変な損失を被ることになる。以下、甲社長の見解を具体的に検討してみると…

法人の役員と従業員とは、職制上の地位も役割も明確に区別されている。福利厚生費とは、『専ら従業員の慰安のために行われる～旅行等のために通常要する費用～』（措法61の4③）と定義されている。役員だけの慰安旅行費用は、この『専ら～』の要件に該当しないのは明らかである。つまり、福利厚生費とはならない。

次に交際費かどうかであるが、措通61の4(1)－1及び22において、交際費等とは事業関係者に対する業務関連性のある接待等の支出という定義がされている。役員ももちろん事業関係者であるので、支出の相手方という要件は当てはまる。しかし、役員だけの慰安旅行、しかもその目的が親睦及び意思疎通を図るという行為自体に業務関連性があるかということ、ないと言わざるを得ない。業務関連性があるためには、役員だけでなく従業員も含めての慰安旅行か、あるいは、(役員だけの)業務出張旅費ということになる。つまり、交際費等にもならない。

以上のように、役員だけの旅行費用で業務関連性のない法人の支出（多額になりがちである。）は、福利厚生費でも交際費等でもなく、役員に対して直接、経済的利益を供与したとして役員給与となる。法人税の所得計算においては全額損金不算入となり、役員個人に対しては、源泉所得税が課税されることになる。この設例のように、自分に対するご褒美的な・素朴な発想による行為といえども、個人財産とは別の法人固有の財産からの支出であり、法人財産の充実に努めるべき取締役の義務に反しているのではないかという認識が重要である。

ところで、平成25年分からの給与について年1,500万超においては、給与所得控除の上限245万が設定されることになった。さらに、役員給与等については、先送りされたとはいえ、年2,000万超から245万の給与所得控除が次第に減額され、年4,000万超に至っては125万を上限とする改正案が検討された。会社を設立して役員として給与をとる、というような節税手法としての給与所得の優位性は揺らぎつつある。